人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

産前産後・育児休業に伴う手続き

<時系列にまとめた社会・雇用保険の各種届出>

従業員の出産に伴う産前産後・育児休業については、健康保険や雇用保険の給付請求のほか、社会保険料免除の申請、年金計算の特例制度の申請等、長期に渡って多くの事務手続きが発生します。会社としては出産を控える従業員にきちんと説明し安心させて段取り良く手続きを進めたいものです。今回は会社が行う一連の事務処理を時系列に整理して解説します。

(1)産前休暇に入る前

必ず休暇届を提出させて、出産予定日、復帰予定日、休暇中の連絡先等を確認します。できれば、一連の手続きのスケジュールを提示し、書類送付や会社への連絡のタイミング・方法等も休み前に伝えておくと手続きをスムーズに行うことができるでしょう。(資料は弊所で作成します)

(2)出産後なるべく早く

【手続き】①健康保険の扶養追加

生まれた子供が従業員の扶養ではなく、配偶者の扶養に入る場合には手続きは必要ありません。

【手続き】②健康保険出産育児一時金の支給申請

出産育児一時金は出産費用の補助として、1 児につき 42 万円が支給されます(病院が産科医療補償制度に未加入の場合は 39 万円)。現在では、従業員本人と病院との間で合意文書を取り交わすことで、一時金が直接病院に支払われる制度があります。その場合には、出産費用が一時金の額(42 万円)を下回って差額請求が発生しない限り、会社で行う手続きはありません。なお、健保組合加入の場合で、42 万円の一時金とは別に組合独自の付加金が支給される場合は、別途手続きが必要となります。

|(3)出産から56日経過後(産休終了、育休開始時点)|

【手続き】③健康保険出産手当金の支給申請

出産手当金は産前 42 日間(多胎妊娠の場合 98 日間)、 産後 56 日間の産前産後休暇中の所得補償として休暇前 の給与(標準報酬月額)の約3分の2が支給されます。

*①~③の書類は休暇前にまとめて本人へ渡しておくと 効率よく手続きを進めることができます。

【手続き】④社会保険料の免除申請

「育児休業等取得者申出書」を年金事務所や健保組合に 提出すると、育児休業中の社会保険料が本人・会社ともに 免除されます。なお、法改正により平成26年4月から産前 産後休暇中も社会保険料が免除されることになりました。 その結果、産休・育休中に本人が支払うのは原則として住 民税だけとなります。その住民税については毎月本人より 振り込んでもらうか、普通徴収に切り替えるか等、事前に本 人と確認しておいたほうがよいでしょう。 発行日: 2013 年 5 月 31 日 No. 103

発行元 : 社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5

ヒロビル2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

E-mail: h-yamaguchi@ys-office.co.jp Homepage: http://www.ys-office.co.jp

Facebook :http://www.facebook.com/ysoffice

(4)育児休業開始から2ヶ月経過後

【手続き】⑤育児休業給付金の支給申請

労働者は産後 57 日目から原則として子供が 1 歳になるまで育児休業を取ることができます(認可保育園に入れない等の事情がある場合は 1 歳半になるまで延長可)。その育児休業中は雇用保険から休業前給与の約 5 割に相当する給付金が支給されます。育児休業期間中、ハローワークにて初回申請後、2ヶ月に 1 回ずつ支給申請を行います。

(5)育児休業終了後

【手続き】⑥育児休業終了の届出(健康保険・厚生年金)

④にて事前に届出をした育児休業終了予定日前に育児 休業を終了させる場合には、年金事務所や健保組合に「育 児休業等取得者終了届」の提出が必要です。なお、予定日 どおりに終了となる場合は終了の届出は不要です。逆に予 定日を超えて育児休業を行う場合には忘れずに延長の届 出をしましょう。

【手続き】⑦厚生年金計算特例の申請

3 歳未満の子を養育する労働者については、養育期間中の給与(標準報酬月額)が下がった場合でも、下がる前の標準報酬月額をもとに将来の年金額を計算してもらえるという特例があります。この特例は「厚生年金養育期間標準報酬月額特例申出書」を年金事務所に提出しないと適用されませんので忘れずに行いましょう。

【手続き】⑧標準報酬月額変更の届出

社会保険の標準報酬月額については、基本給等の固定部分の変動があり、かつ 2 等級以上の変動がないと変更の手続きができません。しかし、育児休業後 3ヶ月についてのみ固定部分の変動等がなくても、実際の給与低下に応じて標準報酬月額の変更手続きが可能となります。本人・会社ともに社会保険料を低くおさえることができますので、必ず年金事務所や健保組合に「育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出しましょう。

ご不明な点がありましたら、弊所までお問合せください。

-- 今月の主な労務・税務関連手続き --

- •労働保険年度更新(6月1日~7月10日)
- →申告書は5月末~6月上旬に労働局より発送されます。

● コラム ●

先日、小学6年の娘が通っている英会話スクールの先生より電話がありました。娘は何回も同じ間違いを繰り返し、改善しようとする意志が感じられない、やる気がないなら月謝を返すので辞めてもらってもいいといったことを言われたようです。一瞬カチンときましたが、とても真剣で熱意のある先生だと感心しました。と同時に最近4歳の息子にばかり目がいって娘のケアが足りなかったと反省しました。子育ては難しい。(山口)